

第71回全国株懇連合会定時会員総会第2分科会審議事項

剰余金の処分等に係る実務対応

はじめに（提案の趣旨）	1
I 剰余金の処分の概要	2
1. 剰余金の処分の意義	2
2. 剰余金の処分の決定権限	5
3. 剰余金の配当の概要	5
4. 自己株式の取得	5
5. 剰余金の資本金・準備金への組入れ（法450条、451条）	6
6. 剰余金についてのその他の処分（法452条）	7
7. 配当後の準備金の扱い	8
II 剰余金の配当	9
1. 剰余金の配当	9
2. 中間配当	15
3. 分配可能額	16
4. 現物配当、株主優待	27
5. 剰余金の配当の時期	29
6. 剰余金配当請求権	31
III 剰余金配当の決定手続	34
1. 計算書類等の作成	34
2. 株主総会での決定	45
3. 取締役会での決定（分配特則規定）	49
4. 配当金決定後の実務対応	55
5. 現物配当の手続	57
6. 株主優待の状況	60
IV 配当金の支払手続	62
1. 配当金の支払手続概要	62
2. 配当金支払対象者の確定	62
3. 配当金計算	63
4. 配当金支払機関（ゆうちょ銀行・取りまとめ銀行）への手配	63
5. 株主への郵送物の手配	68
6. 納税対応	68
7. 配当金支払いに関する会計処理	73
8. 配当金に関する事故等への対応	76
9. 失念株式への対応	78
10. 配当金の差押え、株式に対する質権設定と配当金からの弁済充当	79
11. 配当金支払スケジュール	80
【別表】剰余金の配当（金銭配当）の日程モデル	83

V 未払配当金への対応.....	88
1. 時効と除斥期間	88
2. 未払配当金の確定.....	91
3. 未払配当金の管理.....	92
【参考文献】	95

[法令等の略称]

- ・ 会社法⇒法
- ・ 会社法施行規則⇒施行規則
- ・ 会社計算規則⇒計算規則
- ・ 社債、株式等の振替に関する法律⇒振替法
- ・ 東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法⇒復興財源法
- ・ 租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令⇒実施特例省令
- ・ 東京証券取引所有価証券上場規程⇒上場規程
- ・ 東京証券取引所有価証券上場規程施行規則⇒上場規程施行規則

[文献の略称]

- ・ 江頭憲治郎「株式会社法（第6版）」⇒江頭・株式会社法
- ・ 全国株懇連合会「株主総会等に関する実態調査集計表（平成27年10月）」
⇒全株懇調査

はじめに（提案の趣旨）

株主が会社から利潤を獲得する典型は、株価上昇時に処分し売却益を得るか、剰余金の配当を得るかである。また、より高額な配当が得られるということが、市場の期待感となり、株価上昇の一因となることもある。

平成27年に施行されたコーポレートガバナンス・コード原則1-3において、会社は、資本政策の基本的な方針について説明を行うべきものとされている。本原則の内容は、株主にとって強い関心事であると同時に、会社にとって重要な経営課題である。すなわち、新規投資や内部留保、株主還元などにキャッシュをどう振り分けるかという剰余金の処分は、資本政策の重要な要素の一つである。

本提案書は、かかる剰余金の処分に焦点を当て、あらためて実務や理論の原点に立ち返りながら、その意義や中身を認識するとともに、実務上のポイントを整理することを目的とするものである。その際には、剰余金の処分の一環である自己株式取得や、剰余金の処分と実務上密接に関連する株主優待等に視野を広げることで、機関投資家を見据えた目線のみならず、個人投資家を取り込む視点を加味するものとする。

剰余金の配当に関しては、理論的な内容から、現実に即した実務の要点に至るまでを網羅するものがあれば、株式実務に資することは言を俟たない。当会では、平成19年において、その趣旨を踏まえ「剰余金の配当に係る実務対応」を提案したが、その後10年近くの歳月が流れ、その間に基準日制度といった抜本的な問題提起から税務の対応に至るまで議論や実務に諸々の変動が生じ、内容の更新が求められる状況にある。また、実務家の立場でも、日々新たな担当者への世代交代が進みつつあることに鑑みると、剰余金の処分等について、これまで蓄積されてきた知識や経験を要領よくとりまとめ、伝達のツールとなるものが存することは有益であろう。

本提案書を実務家諸氏が知識や経験の整理・更新に役立て、とりわけ新たな担当者がそのスキルアップに繋げていただければ、幸いである。